

大分県報

令和七年
第五八五号
二月二十一日

（金曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

公 告

落札者等の公示

○ 告 示

大分県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和七年二月二十一日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

石河内溜池土地改良区

豊後高田市

令七・二・一〇

○ 選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和七年二月八日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年二月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、五九九人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一六、二四〇人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、六八二人
別府市	三一、〇五四人
中津市	二二、二五二人
日田市	一七、〇六二人
佐伯市	一八、七六三人

令和七年二月二十一日

大分県報（告示・選管委告示）

一

令和七年二月二十一日

大分県報（選管委告示・公告）

二

白 杵 市	一〇、一七八人
津 久 見 市	四、五二一人
竹 田 市	五、五七五人
豊 後 高 田 市	五、九六〇人
杵 築 市	七、六〇三人
宇 佐 市	一四、六五六人
豊 後 大 野 市	九、三七四人
由 布 市	九、二七三人
国 東 市・姫 島 村	七、八九一人
日 出 町	七、七三五人
九 重 町・玖 珠 町	六、四〇〇人

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和七年二月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
大分県警察本部庁舎別館ほか十七施設で使用する電気
五百十一万二千百三十四キロワットアワー
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県警察本部警務部会計課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和七年一月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社ワット 代表取締役 永 田 善 三
鹿児島県薩摩川内市高江町二千九百十八―一
- 五 落札金額（電気料金の見込金額）
一億七百十三万五千七百六十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日
令和六年十一月二十九日